

石巻市コミュニティセンター等利用許可申請書

令和 年 月 日

石巻市長 殿

住 所
申請者 団 体 名
代表者名
電話番号

石巻市コミュニティセンター条例及び同条例施行規則を守りますので、下記のとおり利用を許可願います。

記

利 用 日 時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 日間 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで 時間
利 用 施 設	【向陽地区コミュニティセンター】 大広間全室・大広間A・大広間B・和室全室・和室A・和室B・多目的室・ 教養娯楽室・調理実習室・その他 ()
利 用 目 的 (行 事 名)	飲食の有無：有・無 / 飲酒の有無：有・無] 利用予定 人 員 人
利用設備器具	無・有
特別設備設置	無・有 (明細は別紙のとおり)
入場料、会費 又はこれらに 類するものの 徴収の有無	無・有
開 場 時 間	午前・午後 時 分 終了時間 午前・午後 時 分

- 注1 利用日の7日前までに提出のこと。
2 利用時間は、準備から後片付けまでの時間を含むものとする。
3 暴力団の利益となる利用を制限するため、利用の許可の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署に照会することがあります。

使 用 料 内 訳 表 ※				
基本使用料	加算額	冷暖房使用料	減免金額	合 計

※欄は記入しないでください。

許可伺

許可番号	石巻市(石地協)許可第 号
------	---------------

(決裁)			
課 長	課長補佐	係 長	係・担当

使用料納入日	担当印	公印押印者
月 日 円		
(追加)		
月 日 円		

窓口・FAX・メール / 月 日

向陽地区コミュニティセンターを利用するにあたっての遵守事項

- 1 利用許可を受けた利用目的以外に利用しないでください。
- 2 火災及び盗難の防止に努めてください。
- 3 館内は禁煙です。指定された場所以外でのお煙草はご遠慮願います。
- 4 施設又は設備等を、損傷若しくは汚損したときは、直ちにセンター職員に報告し、指示に従ってください。
- 5 利用許可を受けた施設、設備及び備品以外は無断で使用しないでください。
- 6 室内の清掃及び整理整頓に努めてください。
- 7 他の入館者の迷惑となる行為をしないでください。
- 8 許可なく館内及び敷地内において物品等の販売、寄付金の募集及び飲食物の提供等を行わないでください。
- 9 施設内で飲食等を行う場合は、センター職員に予め申し出されますようお願いいたします。
- 10 ゴミは各自持ち帰ってください。
- 11 利用終了後は、直ちに原状に復し、センター職員の点検を受けてください。
- 12 センター職員の指示には従ってください。
- 13 その他石巻市コミュニティセンター条例、規則等を遵守すること。